

社会教育と社会教育行政について

社会教育とは（社会教育法第2条）

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育行政とは（社会教育法第5条）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育

施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、「社会教育」と「社会教育行政」について、「国民が自己学習し相互教育することを社会教育（活動）」とし、「それらを行う機会と場を豊富に提供するとともに、さらに国民のこのような学習意欲を組織的に高めること」を社会教育行政であると説明している。

審議会等への諮問（社会教育法第13条）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

社会教育委員の設置等（社会教育法第15条、第17条、第18条）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○東大阪市社会教育委員に関する条例

昭和42年3月30日東大阪市条例第101号

改正

平成25年12月27日条例第34号

東大阪市社会教育委員に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、東大阪市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、委員に特別の理由があるときは、前2項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第34号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

東大阪市社会教育委員の会議運営要綱

(趣旨)

第1条 東大阪市社会教育委員に関する条例(昭和42年東大阪市条例第101号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、社会教育委員の会議の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 社会教育委員の会議(以下「会議」という。)に議長と副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は委員の互選による。
- 3 議長は会議を招集しこれを主宰する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議の成立)

第3条 会議は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。ただし、同一の案件について、再度招集してなお過半数に達しないときはこの限りではない。

(議事)

第4条 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否が同数のときは、議決を保留し、次回改めて審議する。

- 2 緊急な事項については、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条 議長は、緊急の必要があり会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議案の概要を記載した書面を各委員に回附して賛否を問い、会議に代えることができる。

- 2 前項の場合においては、第3条及び第4条の規定を準用する。

(幹事会)

第6条 会議の中に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は議長が指名する。
- 3 幹事会は次の職務を行う。
 - ①社会教育に関する諸計画を研究検討する。
 - ②教育委員会よりの諮問事項について検討調整を行う。

(決議事項の処理)

第7条 教育委員会の諮問についての審議の結果については、議長が教育長を経て教育委員会に答申する。

(細目等)

第8条 この要綱で定めるもののほか、会議に必要なことは、会議に諮って定めることとする。

- 2 委員は、次の各号に該当するときは、会議でその旨の報告をしなければならない。
 - ① 教育委員会に対して、助言しまたは意見の具申をした場合。
 - ② 青少年に関し、助言又は指導を与えた場合。

(会議の公開)

第9条 会議の公開について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

1 条例第2条の規定による委嘱後最初の会議の招集及び議長が選出されるまでの間における会議の運営は教育委員会が行う。

2 この要綱は、令和2年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

東大阪市教育委員会社会教育部の所管に属する審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、東大阪市教育委員会社会教育部の所管に属する審議会等の会議の透明かつ公正な会議の運営を図り、社会教育に対する市民の理解を深め、もって社会教育の一層の推進を図るために、会議の公開に関し必要な事項を定める。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもので、教育委員会社会教育部の所管に属するもの（以下、「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

(1) 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第6条各号に規定する情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、審議会等の長が決定する。

(会議開催の周知)

第5条 会議の開催は、事前に、次に掲げる事項を本市のウェブサイト等に掲載し、市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等、やむを得ない場合はこの限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴の定員
- (5) 傍聴の手続き
- (6) 問合せ先

(傍聴の定員)

第6条 傍聴の定員は、5名以内とし、会議の開催する会場の規模等を考慮し審議会等の

長が決定する。

(傍聴の手続き)

第7条 傍聴の手続きは、次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 会議の7日前までに、傍聴申込書(様式1)をメール、ファクス又は郵送で提出すること。

(2) 傍聴決定者には、特に通知をしない。ただし、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定し、抽選にもれた傍聴希望者にはメール、ファクス又は電話で通知する。

(3) 傍聴決定者は会場受付で傍聴受付簿(様式2)に氏名等を記入する。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、私語、拍手等をしてはならない。

2 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

(1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

(2) 飲食、喫煙、及び酒気を帯びていると認められる者

(3) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(議事録要旨の公開)

第9条 公開した会議の議事録要旨は、本市のウェブサイトに掲載するものとする。

(その他)

第10条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は別表第1に定める。

附 則

この指針は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年8月14日から施行する。